

議案第 48 号

杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区保育料等に関する条例（平成 27 年杉並区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（第 1 子に係る保育料）

第 4 条の 2 第 3 条第 2 項第 2 号、第 3 条の 2 及び前条の規定にかかわらず、政令第 14 条に規定する特定被監護者等のうち、最年長者（特定教育・保育等を受ける満 3 歳未満保育認定子どもに限る。）に係る保育料の額は、規則で定めるところによる。

第 5 条中「前 3 条」を「第 3 条から前条まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の 2 の規定は、令和 7 年 9 月以後の月分の保育料について適用し、同年 8 月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

（提案理由）

第 1 子の保育料を無料とする必要がある。

杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<u>(第1子に係る保育料)</u> <u>第4条の2 第3条第2項第2号、第3条の2及び前条の規定にかかわらず、政令第14条に規定する特定被監護者等のうち、最年長者（特定教育・保育等を受ける満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る保育料の額は、規則で定めるところによる。</u> (区立子供園に係る保育料) 第5条 <u>第3条から前条までの規定にか</u>かわらず、杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）第1条に規定する杉並区立子供園における特定教育・保育又は特別利用教育を受ける教育・保育給付認定子どもの保育料については、同条例の定めるところによる。	(区立子供園に係る保育料) 第5条 <u>前3条</u>の規定にかかわらず、杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）第1条に規定する杉並区立子供園における特定教育・保育又は特別利用教育を受ける教育・保育給付認定子どもの保育料については、同条例の定めるところによる。